

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章（略）</p> <p>〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条～第6条（略） 第7条（サービス区分） 1 dカードサービスには、「dカード」、「dカード GOLD」及び「dカード PLATINUM」のサービス区分があります。 2（略） 第8条～第14条（略）</p> <p>〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉 第15条～第26条（略） 第27条（保障制度） 1・2（略） 3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。 （1）損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき （2）損害の発生時期が保障期間外であるとき （3）損害が会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世</p>	<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p> <p>第1部 一般条項 第1章（略）</p> <p>〈第2章 dカード契約の締結〉 第4条～第6条（略） 第7条（サービス区分） 1 dカードサービスには、「dカード」及び「dカード GOLD」のサービス区分があります。 2（略） 第8条～第14条（略）</p> <p>〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉 第15条～第26条（略） 第27条（保障制度） 1・2（略） 3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。 （1）損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき （2）損害の発生時期が保障期間外であるとき （3）損害が会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世</p>

話をする者若しくは d カードの受領についての代理人など、会員と同視すべき方又は会員
の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用したことに起因するとき

(4) 損害が当社から会員への会員本人の利用であることの確認に対して、会員が承認したことに起因したものであるとき（但し、会員の故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）

(5) 会員が本条第 4 項、又は第 5 項の義務を怠ったとき

(6) 紛失・盗難等又は第三者による d カードサービスの不正利用に係る被害状況の届出内容に虚偽があったとき とき

(7) 損害が d カードサービスのうち暗証番号又はワンタイムパスワード（当社指定の方法で払出しされたワンタイムパスワードをいい、以下同じとします）の入力その他これらと同等の本人認証を伴う取引に係るものであるとき（但し、会員による暗証番号、ワンタイムパスワードその他会員の本人認証のための情報の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）

(8) 損害が第 2 4 条第 1 項若しくは第 2 項の紛失・盗難等の当社に対する届出又は第 2 6 条第 2 項若しくは第 3 項の第三者による d カードサービス不正利用の届出を当社が受領した日から遡って 9 0 日より前の d カードサービスの利用に起因するとき

(9) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき

(10) 損害がその他本規約に違反するケータイ iD 又は d カードの使用に起因するとき
4～6（略）

第 4 章～第 6 章（略）

第 2 部 ショッピングサービス

第 1 章（略）

話をする者若しくは d カードの受領についての代理人など、会員と同視すべき方又は会員
の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用したことに起因するとき

(新設)

(4) 会員が本条第 4 項、又は第 5 項の義務を怠ったとき

(5) 紛失・盗難等又は第三者による d カードサービスの不正利用に係る被害状況の届出内容に虚偽があったとき

(6) 損害が d カードサービスのうち暗証番号又はワンタイムパスワード（当社指定の方法で払出しされたワンタイムパスワードをいい、以下同じとします）の入力その他これらと同等の本人認証を伴う取引に係るものであるとき（但し、会員による暗証番号、ワンタイムパスワードその他会員の本人認証のための情報の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）

(7) 損害が第 2 4 条第 1 項若しくは第 2 項の紛失・盗難等の当社に対する届出又は第 2 6 条第 2 項若しくは第 3 項の第三者による d カードサービス不正利用の届出を当社が受領した日から遡って 9 0 日より前の d カードサービスの利用に起因するとき

(8) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき

(9) 損害がその他本規約に違反するケータイ iD 又は d カードの使用に起因するとき
4～6（略）

第 4 章～第 6 章（略）

第 2 部 ショッピングサービス

第 1 章（略）

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第63条～第72条（略）

第73条（支払総額及び支払期日）

分割払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、加盟店におけるショッピングサービスを利用した取引の代金（以下「ショッピング取引代金」といいます）に前項の分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金額は、上記ショッピング利用代金の支払総額を支払回数で除した金額（端数は最終回算入）とし、第29条の定めに従い翌月の支払期日からお支払いいただきます。なお、ご利用日によっては、第29条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第74条～第76条（略）

第3章（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】

【キャッシングサービス】

1（略）

2. キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング 1回払い (国内キャッシング・海外キャッシング)	元利一括返済	23日～56日（但し暦による）・1回	dカード会員 …実質年率18.0%
			dカード GOLD 会員 …実質年率15.0%

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第63条～第72条（略）

第73条（支払総額及び支払期日）

分割払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、加盟店におけるショッピングサービスを利用した取引の代金（以下「ショッピング取引代金」といいます）に前項の分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金額は、上記ショッピング利用代金の支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、第29条の定めに従い翌月の支払期日からお支払いいただきます。なお、ご利用日によっては、第29条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第74条～第76条（略）

第3章（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】

【キャッシングサービス】

1（略）

2. キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング 1回払い (国内キャッシング・海外キャッシング)	元利一括返済	23日～56日（但し暦による）・1回	dカード会員 …実質年率18.0%
			dカード GOLD 会員 …実質年率15.0%

			d カード PLATINUM 会 員…実質年率 15. 0%				(新設)
キャッシング リボ	毎月元金定 額返済又は ボーナス月元 金増額返済 併用	最長 4 年 2 か月・5 0 回 (ご利用枠 5 0 万円、元金定額毎月 返済額 1 万円、5 0 万円ご利用の場合) ※返済期間・回数は ご利用内容によって異 なります。	d カード会員 …実質年率 18. 0% d カード GOLD 会員 …実質年率 15. 0% d カード PLATINUM 会 員…実質年率 15. 0%	キャッシング リボ	毎月元金定 額返済又は ボーナス月元 金増額返済 併用	最長 4 年 2 か月・5 0 回 (ご利用枠 5 0 万円、元金定額毎月 返済額 1 万円、5 0 万円ご利用の場合) ※返済期間・回数は ご利用内容によって異 なります。	d カード会員 …実質年率 18. 0% d カード GOLD 会員 …実質年率 15. 0% (新設)

【ショッピングサービス】

1 (略)

2. 分割払いのお支払い例

利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

(1) 分割払手数料 … 50,000 円 × (6.70 円 / 100 円) = 3,350 円

(2) 支払総額 … 50,000 円 + 3,350 円 = 53,350 円

(3) 分割支払額 … 分割支払額は 100 円単位とし、端数が出た場合は最終回に算入

53,350 円 ÷ 10 回 = 5,335 円より、

・初回～9 回目お支払額… 5,335 円 - 35 円 = 5,300 円

・最終回お支払額… 5,300 円 + (35 円 × 10 回) = 5,650 円

3・4 (略)

【ショッピングサービス】

1 (略)

2. 分割払いのお支払い例

利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

(1) 分割払手数料 … 50,000 円 × (6.70 円 / 100 円) = 3,350 円

(2) 支払総額 … 50,000 円 + 3,350 円 = 53,350 円

(3) 分割支払額 … 分割支払額は 100 円単位とし、端数が出た場合は初回に算入

53,350 円 ÷ 10 回 = 5,335 円より、

・初回お支払額 … 5,300 円 + (35 円 × 10 回) = 5,650 円

・2 回目以降お支払額… 5,335 円 - 35 円 = 5,300 円

3・4 (略)

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】（略）

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】（略）